

総代選挙・理事選挙について

～総代定数改定 住所による立候補・投票が可能に～
～総代選挙：令和5年12月実施 理事選挙：令和6年1月実施～

土地改良法では従来、総代定数の下限は各土地改良区の組合員数に応じて決められていましたが、平成30年の改正により、一律30人以上に改正されました。

これを受けて当改良区では総代定数を見直し、農業者の急激な減少と出入作の進行を踏まえ、100ヘクタールに1人の総代を目安に、総代定数を40人に改めました。これについては令和4年度1年間をかけ、理事・工区長会議で工区から意見を持ち寄って方針を決め、理事会に諮り、最終的に令和5年3月の通常総代会で総代選挙規程を改定しました。各選挙区ごとの総代定数は別表の通りです。

また、総代の立候補や選挙権を行使する選挙区は、権利の目的となる土地の所在地だけでなく、住所地を選択することも可能となりました。

役員（理事・監事）選挙規程も改定し、総代選挙と同様に、住所地による選挙区を選択できるようになりました。

現在の総代の任期は令和6年1月11日、理事の任期は令和6年1月31日までとなっています。新たな選挙規程に基づく総代選挙は令和5年12月、理事選挙は令和6年1月に実施する予定です。

総代定数改正

選挙区	選挙区域	現定数	新定数
第一区	横越工区	10	7
第二区	大江山工区	9	6
第三区	亀田工区	10	6
第四区	両川工区	6	4
第五区	曾野木工区	7	5
第六区	鳥屋野工区	7	2
第七区	山湯工区・石山工区	10	6
第八区	大形工区	8	4
合計		67	40

電気料金高騰への支援 —電気料金高騰緊急対策支援事業—

国、県、市による高騰した電気料金への支援事業が実施され、当改良区への支援額は合計3,868.5万円でした。この支援事業は、令和4年度にかかったポンプ場等の電気代が対象で、高騰した分のほとんどを補填することが出来ました。国、県、市へは感謝する次第です。

令和5年度以降の支援事業の実施については、現在、検討中とのことですが、強く要望してまいります。

なお、組合員の皆様へは、ポンプ場の電気代節約のためにも、これまで以上に節水に努めて頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

電気料金高騰緊急対策支援事業

